

— 第4次 —
京田辺市
総合計画

◆
資 料 編
◆

1 市の概況	
(1) 位置・面積	119
(2) 人口	120
(3) 財政状況	121
2 第4次京田辺市総合計画策定について	
(1) 策定体制	122
(2) 策定経過	123
(3) 諮問書	125
(4) 答申書	126
①基本構想	126
②まちづくりプラン	127
(5) 審議経過	128
(6) 京田辺市総合計画審議会委員名簿	130
(7) アンケート・ワークショップ結果概要	131
①市民・中学生アンケート結果概要	131
②市民ワークショップ結果	136
③高校生・大学生ワークショップ結果	139
(8) 条例・規則	141
①京田辺市総合計画条例	141
②京田辺市総合計画審議会規則	143

1 市の概況

(1) 位置・面積

本市は、京都府南部の南山城地域の中央やや西寄りに位置しています。京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵の北東部にあたり、市の中心部から京都市へ約22km、大阪市へ約28km、奈良市へ約15kmの距離で、三都市を結ぶ三角形のほぼ中心に位置しています。

東は木津川をはさんで城陽市及び井手町、南は精華町、西は大阪府枚方市及び奈良県生駒市、北は八幡市と接しています。

面積は、42.94km²で、その広がり東西約5.5km、南北約10.9kmとなっています。



【京田辺市の位置】

(2) 人口

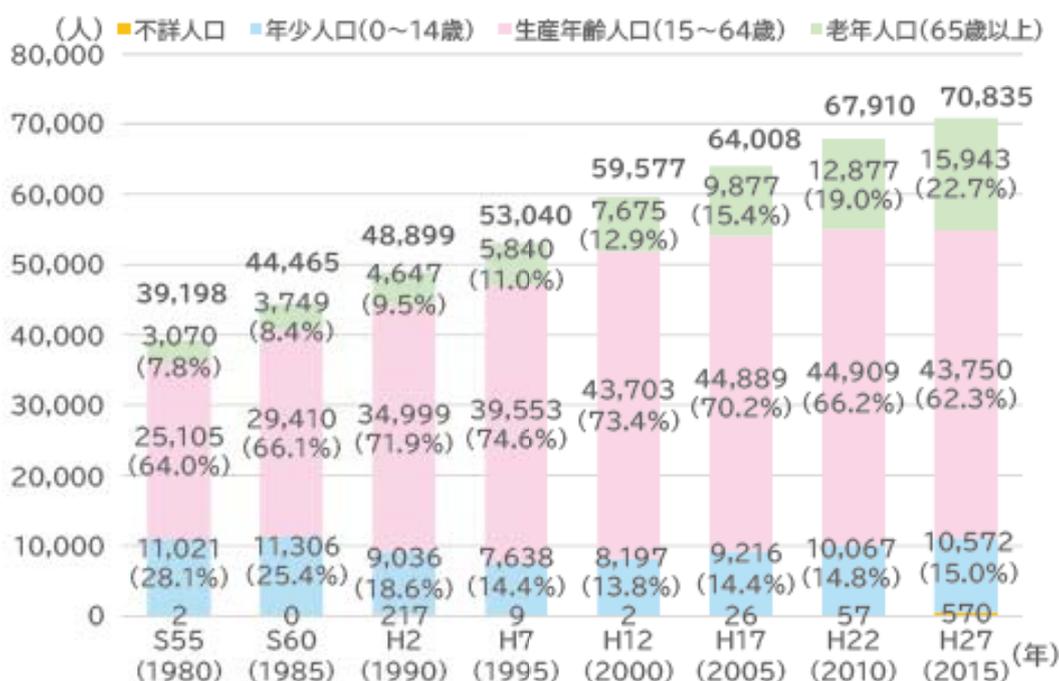
近年では多くの市町村が人口減少に転じているなか、本市の総人口は昭和55年(1980)以降増加傾向が続いており、現在も増加傾向にあります。

生産年齢人口は、昭和55年(1980)から平成12年(2000)まで急激に増加し続け、その後は緩やかな増加となり、平成22年(2010)にピークを迎え、以降は減少傾向に転じています。

年少人口は、昭和60年(1985)にピークを迎え、平成7年(1995)まで減少に転じたものの、それ以降は再び増加に転じています。

老年人口は、昭和55年(1980)より増加の一途をたどっており、平成27年(2015)には昭和55年(1980)の約5倍まで増加しています。

高齢化率は平成27年(2015)現在22.7%で増加傾向となっていますが、京都府(27.5%)や全国(26.6%)に比べて低い水準となっています。



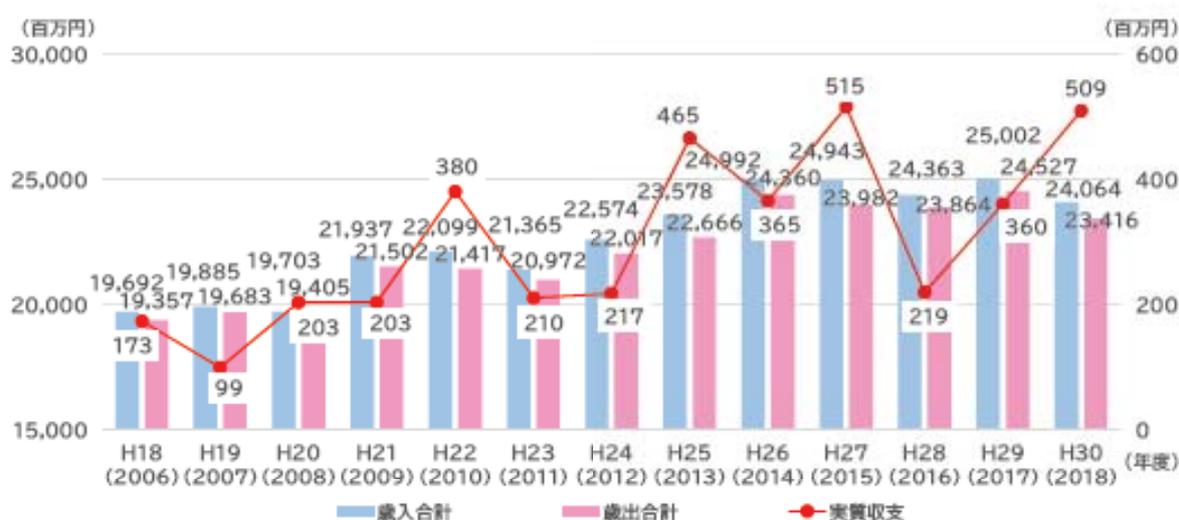
資料:国勢調査

【年齢3区分別人口の推移】

(3) 財政状況

本市の歳入は平成18年度(2006)より平成26年度(2014)まで増加傾向となっていました。平成27年度(2015)以降はほぼ横ばいで推移しており、歳出も歳入と同様の傾向となっています。

実質収支※は増減はあるものの、プラスで推移しています。



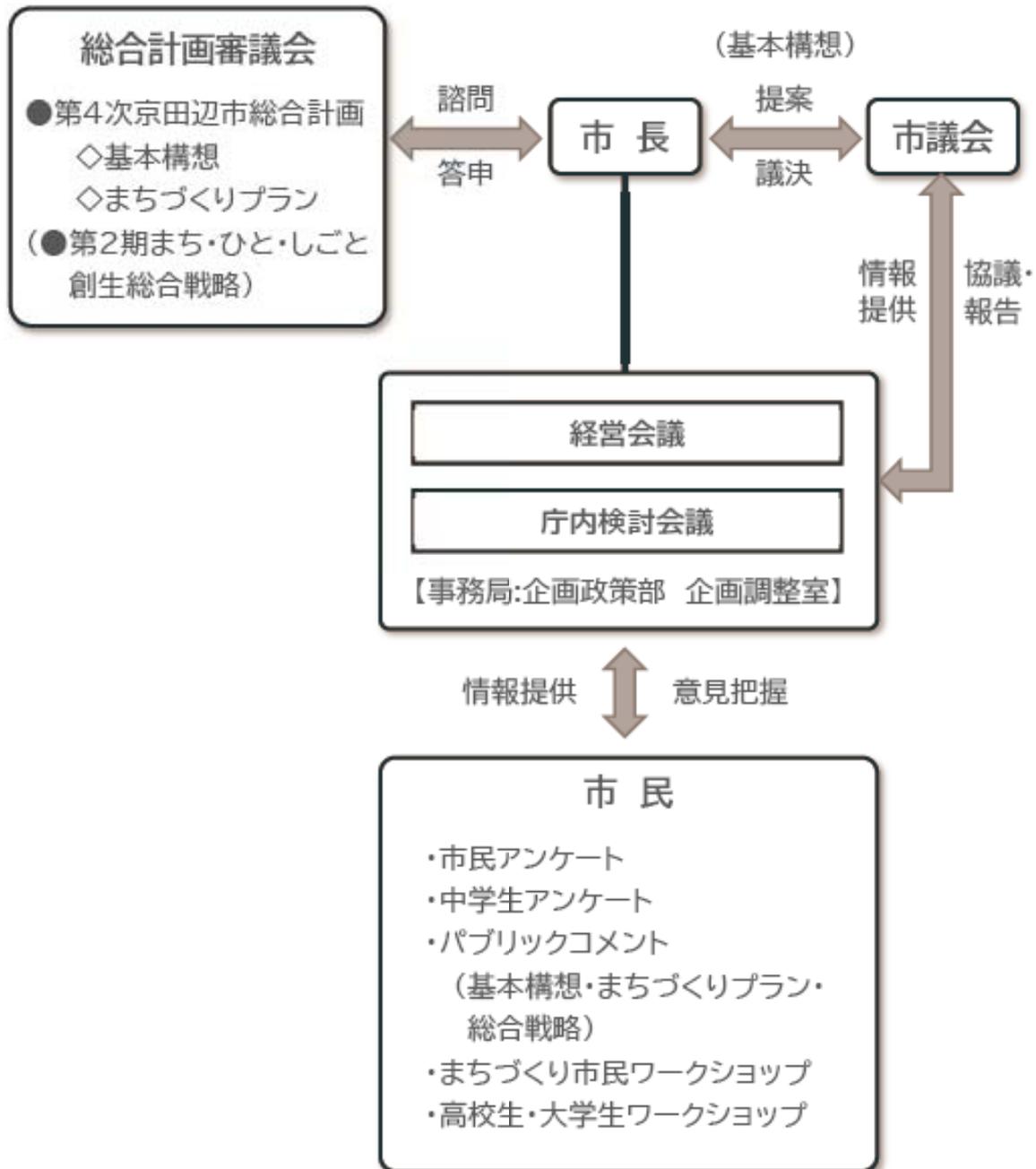
資料:京田辺市

【普通会計決算額の推移】

※実質収支:形式収支から事業繰越等により翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。
形式収支は、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた差額。

2 第4次京田辺市総合計画策定について

(1) 策定体制



(2) 策定経過

平成 30 年	5 月	○庁内検討会議【第1回】
		○経営会議
		○総合計画審議会【第1回】
	6 月	○市議会総務常任委員協議会
		○第4次京田辺市総合計画策定のための市民・中学生アンケート (6月~7月)
	7 月	○庁内検討会議【第2回】
	8 月	○経営会議
		○総合計画審議会【第2回】
	9 月	○まちづくり市民ワークショップ【第1回・第2回】
		○市議会総務常任委員協議会
	10 月	○まちづくり市民ワークショップ【第3回】
		○庁内検討会議【第3・4回】
11 月	○経営会議	
	○総合計画審議会【第3回】	
12 月	○市議会総務常任委員協議会	
	○庁内検討会議【第5・6回】	
平成 31 年	1 月	○経営会議
	2 月	○総合計画審議会【第4回】
		○庁内検討会議【第7回】
	3 月	○市議会総務常任委員協議会
○「第4次京田辺市総合計画 基本構想(案)」に係る パブリックコメントの実施(3月~4月)		
4 月	○庁内検討会議【第8回】	
令和元年	5 月	○経営会議
		○総合計画審議会【第5回】
	7 月	○市議会総務常任委員協議会
		○庁内検討会議【第9回】
		○経営会議
	○総合計画審議会【第6回】(基本構想答申)	
8 月	○第4次京田辺市総合計画策定のための高校生・大学生 ワークショップ	

- 9月 ○市議会本会議(基本構想上程)
○経営会議
○市議会第4次総合計画特別委員会
○庁内検討会議【第10回】
- 10月 ○経営会議
○総合計画審議会【第7回】
○市議会第4次総合計画特別委員会
- 11月 ○市議会第4次総合計画特別委員会(基本構想可決)
○庁内検討会議【第11回】
- 12月 ○市議会本会議(基本構想可決)
○経営会議
○総合計画審議会【第8回】
- 令和2年 1月 ○市議会総務常任委員協議会
○庁内検討会議【第12回】
○「第4次京田辺市総合計画・まちづくりプラン(案)」に係る
パブリックコメントの実施(1月～2月)
○「第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」に係る
パブリックコメントの実施(1月～2月)
- 2月 ○経営会議
○総合計画審議会【第9回】(まちづくりプラン答申)
- 3月 ○市議会総務常任委員協議会

(3) 諮問書

京 企 第 2 4 号

平成30年(2018年)5月29日

京田辺市総合計画審議会

会長 谷 口 栄 一 様

京田辺市長 石 井 明 三

第4次京田辺市総合計画の策定について（諮問）

第4次京田辺市総合計画を策定するにあたり、京田辺市総合計画条例第6条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

- 1 基本構想の策定
- 2 まちづくりプランの策定

(4) 答申書

①基本構想

令和元年(2019年)7月29日

京田辺市長
上村 崇 様

京田辺市総合計画審議会
会長 谷 口 栄 一

第4次京田辺市総合計画・基本構想について（答申）

平成30年5月29日付け京企第24号で諮問のありました上記のことについて、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

②まちづくりプラン

令和2年(2020年)2月27日

京田辺市長
上村 崇 様

京田辺市総合計画審議会
会長 谷 口 栄 一

第4次京田辺市総合計画・まちづくりプランについて（答申）

平成30年5月29日付け京企第24号で諮問のありました上記のことについて、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

(5) 審議経過

第1回	平成30年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○会長・副会長の互選 ○諮問書の交付 ○第4次京田辺市総合計画の策定方針等について <ul style="list-style-type: none"> ・第4次京田辺市総合計画策定方針について ・市民アンケート及び中学生アンケートについて ・今後のスケジュールについて
第2回	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民アンケート・中学生アンケート結果の報告 ○将来人口推計の報告 ○基本構想の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・市の概況について ・目指すまちの姿(都市像)について ・将来人口について ・将来都市構造について ○分野別の現況と課題の報告 ○まちづくり市民ワークショップ開催の報告
第3回	11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり市民ワークショップの結果(概要)の報告 ○基本構想(骨子)(目指すまちの姿、将来人口、将来都市構造)の確認 ○基本構想(基本姿勢・基本方向)の検討
第4回	平成31年 2月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回京田辺市総合計画審議会におけるご意見と対応について ○基本構想(パブリックコメント案)について <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想 ・策定にあたって ○スケジュール等について
第5回	令和元年 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○基本構想(案)に係るパブリックコメントの結果について ○スケジュール等について
第6回	7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次京田辺市総合計画・基本構想の答申について ○重点プロジェクト(骨子)について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・高校生・大学生ワークショップについて ・今後のスケジュールについて

第7回	10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次京田辺市総合計画まちづくりプランについて <ul style="list-style-type: none"> ・高校生・大学生ワークショップの結果について ・重点プロジェクト(案)の検討について ・第3次総合計画まちづくりプランの達成状況について ・分野別計画(骨子)の検討について ○第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略について <ul style="list-style-type: none"> ・策定方針について ・第1期の達成状況(効果・検証)について ・人口ビジョン(案)の検討について
第8回	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次京田辺市総合計画まちづくりプラン(パブリックコメント案)について ○第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略(パブリックコメント案)について
第9回	令和2年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次京田辺市総合計画まちづくりプランのパブリックコメントの対応について ○第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略のパブリックコメントの対応について ○第4次京田辺市総合計画まちづくりプランの答申

(6) 京田辺市総合計画審議会委員名簿

	氏名	役職名等(委嘱時)	備考
会長	谷口 栄一	京都大学 名誉教授	
副会長	野田 遊	同志社大学 政策学部 教授	
	米田 泰子	京都ノートルダム女子大学 名誉教授	
	中山 まき子	同志社女子大学 現代社会学部現代こども学科 教授	
	青木 二三代	京田辺市社会福祉協議会 副会長	
	足立 阿季子	京都府府民生活部 男女共同参画監	
	上原 学	京都銀行田辺支店 支店長	第1回
	倉橋 一彰	京都銀行田辺支店 支店長	第2回から
	角丸 真一	椿本チエイン 総務部長代理	
	川嶋 一生	京田辺市農業振興協議会 会長	
	潮 義行	京田辺市文化協会 会長	
	白川 紀子	京田辺市消防団 団員	
	鈴木 逸子	みみづく保育園 園長	
	鈴木 俊寛	京田辺市商工会 会長	
	田邊 宗一	京田辺市観光協会 理事長	第5回まで
	田宮 正康	京田辺市観光協会 理事長	第6回から
	寺西 章郎	京田辺市市政協力員連絡協議会 会長	
	中川 容子	京田辺市老人クラブ連合会 副会長	第4回まで
	喜多 英男	京田辺市老人クラブ連合会 会長	第5回から
	畠山 智子	京田辺子育て支援者ネットワーク 「おててつないで」代表	
	藤田 久美子	京田辺市食生活改善推進員協議会 会長	
	柳田 正廣	京田辺市社会体育協会 会長	第5回まで
	井上 晃志	京田辺市社会体育協会 会長	第6回から
	山本 邦彦	薪甘南備山保存会 代表理事	
	河内 弘安	公募市民	
	多富 博	公募市民	第8回まで
	有坂 菜恵子	同志社女子大学 現代社会学部社会システム学科 学生	
	宮崎 康気	同志社大学 政策学部 学生	

(順不同、敬称略)

(7) アンケート・ワークショップ結果概要

①市民・中学生アンケート結果概要

<期 間> 平成 30 年6月 21 日～7月5日

<発送・回収数>

種類	配布対象者	配布数	回収数	回収率
市民 アンケート	18歳以上の市民の中から無作為抽出 (注1)	5,000	1,649	33.0%
中学生 アンケート	市内の公立中学校の3年生全員	552	552	100.0% (注2)

(注1)市民アンケートについては、昨年度実施された市民満足度調査において、若い世代の回収率が低かったことを踏まえ、回収後の比率が年齢構成比に合うよう、配布数の調整を行った。

(注2)中学生アンケートは、学校で配布し、その場で記入・回収を行ったため、回収率は100%となっている。

■ 京田辺市の魅力(市民・中学生アンケートより)

市民・中学生ともに「交通の便がよい」が最も多く、それぞれ 81.3%、56.0%となっています。次に、市民では「自然環境」で 23.2%となっています。



※中学生アンケートの選択肢

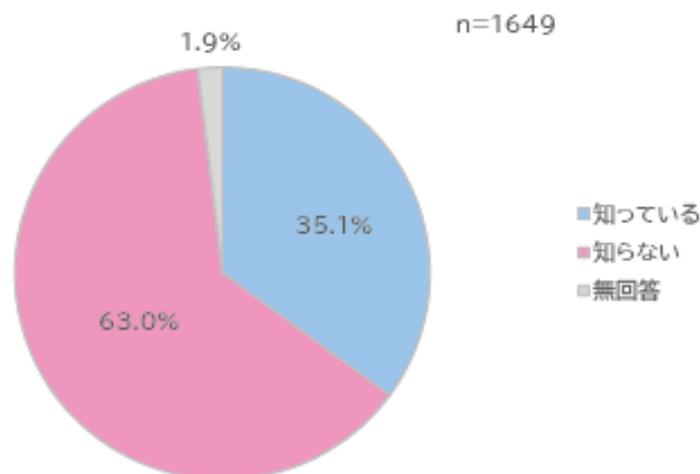
- ・一休寺など歴史に触れることができる資源に恵まれている
- ・同志社大学、同志社女子大学があり教育に熱心な雰囲気がある
- ・文化や芸術に関する活動が盛んである
- ・図書館や住民センターなどの施設が充実している
- ・スーパーやコンビニなど日常生活で利用する施設が充実している
- ・子育てがしやすい環境がある
- ・働く場所、住む場所、学校、遊ぶ場所などのバランスがとれている
- ・災害に強く、安心して生活できる
- ・事故や犯罪が少なく、安全に暮らせる

凡例

- 市民アンケート
- 中学生アンケート

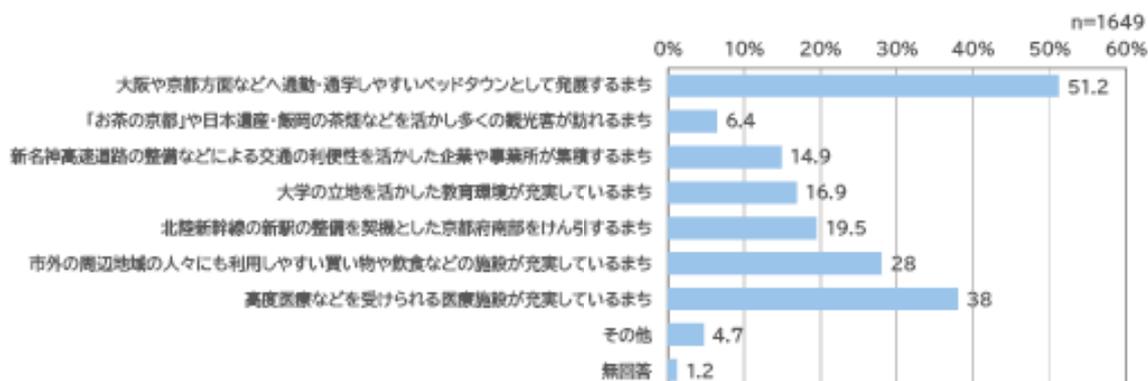
■ 都市像の知名度(市民アンケートより)

都市像については3人に1人が「知っている」と回答しており、一定の定着が見られます。



■ 広域的な視点からみた京田辺市の姿(市民アンケートより)

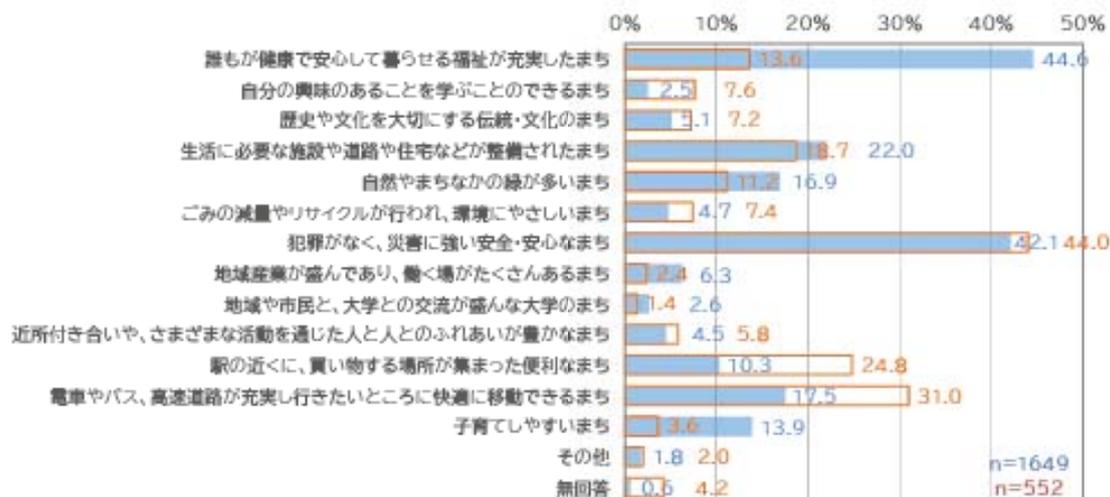
「通勤・通学しやすいまち」は5割以上であり、「医療施設が充実しているまち」が4割弱でそれに続いています。



■ 京田辺市がめざすべきまちの姿(市民・中学生アンケートより)

市民では「犯罪がなく、災害に強い安全・安心なまち」「誰もが健康で安心して暮らせる福祉が充実したまち」が4割以上を占めています。

中学生では「犯罪がなく、災害に強い安全・安心なまち」が4割以上、次に「快適に移動できるまち(3割)」「便利なまち(2割)」の回答が多くなっています。



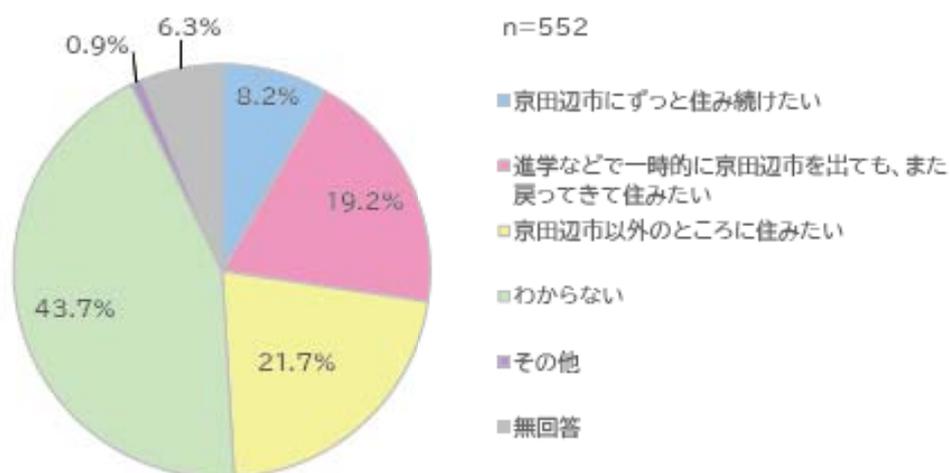
凡例

■ 市民アンケート

□ 中学生アンケート

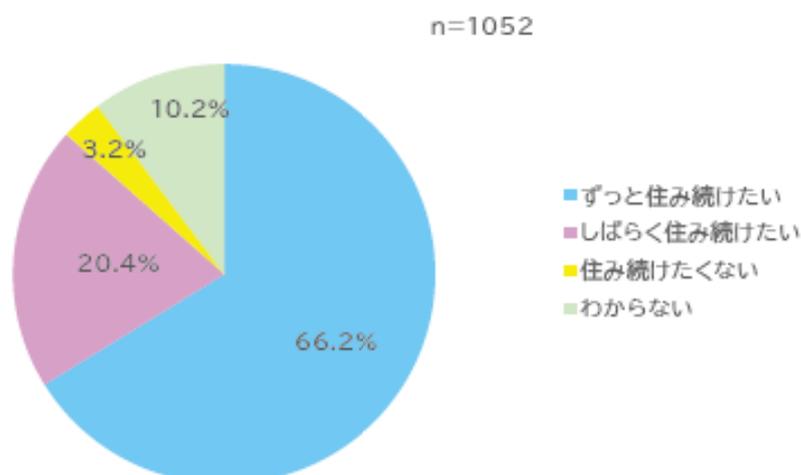
■ 居留意向(中学生アンケートより)

「わからない」が最も多く4割以上であり、「京田辺市以外」が2割以上、「また戻ってきて住みたい」が2割弱で続いています。



■ 参考(平成 29 年度市民満足度調査による定住意向)

「ずっと住みたい」が約7割、「しばらく住みたい」が約2割となっており、住みたい人が約9割を占めています。



②市民ワークショップ結果

第4次京田辺市総合計画策定のためのまちづくり市民ワークショップを3回にわたり開催しました。

・ファシリテーター:同志社大学政策学部教授 野田 遊 氏

・場所:京田辺市商工会館301/302

	日時/参加人数※	内容『』--テーマ
第1回	平成30年 9月11日(火) 午後7時~ 午後8時45分 16人(職員は含まない)	○開会にあたり、石井市長から「これまでのまちづくりや市の魅力」について説明。 ○『10~20年後の理想のまちの姿・自分の姿を考えよう!!』 ● 3グループに分かれ、自分や家族が10~20年後に、どんな住まい方をしているか、どんな生活を送っているか、どんなまちであってほしいかなど、意見を出し合い共有しました。 ● 結果をまとめて「自然・環境」「安全・安心」「賑わいづくり」「産業創出」「コミュニティ」の5分野に区分しました。
第2回	9月25日(火) 午後7時~ 午後9時15分 16人(職員は含まない)	○『住み続けたいまちをめざしてアクション!!』 ● 第1回で話し合った5分野ごとにどのようなアクション(取組)が必要か意見を出し合って共有。ワールドカフェ方式で、順にグループを組み直ししました。 ● テーマごとに2~3つのアクション(取組)にまとめました。
第3回	10月9日(火) 午後7時~ 午後8時45分 17人(職員は含まない)	○『アクションを実行するために私たちは何をやる?』 ● 第2回で話し合ったアクションについて、市民として何ができるのか、どこでするのか、どんなふうにするのかなど、さらに具体的に考えて分野ごとに一つのプロジェクトにまとめました。 ● テーマは「コミュニティ」の内容を他の分野と統合して、「自然・環境」「安全・安心」「賑わいづくり」「産業創出」の4グループとして、各班に分かれて意見を出し合い共有しました。

※参加者は、地域性、分野(子育て、農業、文化、商工)を考慮し総合計画審議会委員からご紹介いただいた方…10人程度。公募の方…4~5人。学生の方3人(同志社大学1人・同志社女子大学2人)。加えて市職員(係長級)3人が参加。

■ 第3回ワークショップとりまとめ結果

1. 自然・環境

私たちが考える 緑あふれるまちづくりプロジェクト（案）

アクション：地域の豊かな自然環境と共存する仕組みづくり

取組	私たちができること	行政にお願したいこと
① 子どもが遊べる公園をつくる	・甘南嶺山を親子で山歩き、ハイキングをします ・耕作放棄地を利用した花づくりを推めます	・自然、芝生の広がる運動公園の整備
② 年中花が咲いている場所をつくる	・木連川の堤防に桜並木をつります	
③ 自然観察のイベントを開催 自然に触れ合う機会をつくる	・季節ごとに観察の機会をつります ・色々な場所を自転車などで回れるようします	
④ ごみの落ちていない街づくり 道徳の講座を行う	・自治会の清掃+ちよっとの場所まで清掃をします	
⑤ ネタルを守る会をつくる		



2. 安全・安心

私たちが考える ほっとHOT ネットワーク プロジェクト（案）

アクション1：多様な主体間のネットワークづくり

取組	私たちができること	行政にお願したいこと
市民が主体的にまちづくりに携わって人の絆を大切に、まちづくり協議会をつくり地域の課題を解決する	・NPOとして協議会のネットワークづくりスタッフとして活動します ・地域の主役は「自分だ」という自分事として参加します ・自治会活動に積極的に参加します ・地域内での声かけ、挨拶を続行します	・幹線道路の通学路への防犯カメラの設置
災害に備えた住民による連絡網の整備、ご近所ネットワーク（地域SNS）を構築する	・SNSのメンバーを募集します ・女性のリーダーを作りましょう ・NPOとして災害時に活動します ・消防士を増やしましょう ・老人会のスタッフとして避難の連絡に協力します ・非常時の情報共有として行政・民生児童委員、自治会の状況共有をします	

※市域全体として取組みます。



アクション2：安心して医療相談できる環境づくり

取組	私たちができること	行政にお願したいこと
公民館やコミュニティホールで医療相談できる（通称地でも可）	・三世交代、地域公民館でご近所づきあいをします ・遠隔地をつなぐITツールの提供、セットを支援します	・住民センター等に看護師や子育てについて相談できるスタッフの常設



3. 賑わいづくり

私たちが考える みんなの広場づくり プロジェクト(案)

アクション1: 目に見える広場づくり

⇒新たな箱物を作るのではなく、今ある道を使う工夫

取組	私たちができること	行政にお願したいこと
継続的な行事を行う	<ul style="list-style-type: none"> 商工会 ・季節制になります ・ボランティア団体に働きかけ、店を出してもらいます ・ポーンク場、パチンコ場に働きかけ場所(駐車場)を提供してもらい小ステージを作ります 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制、警察の協力要請 ・市の広報でのPR ・イベント継続に対する予算化 ・市議会の出店(市民街駅のブース)
店・市場をPRする (産業創出と一体化)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会は地場野菜、果物、茶等をアピールします ・各所業種間と連携します 	
イلمネーションを各の風物情にする	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会のサークルが協力します ・社会福祉協議会がボランティアをします ・同志社大学のクラブが協力します(例: グリークラブ、オーケストラ、手品、落語等) ・小中学校のブラスバンドや若者演奏を行います 	



アクション2: ふれあい広場づくり



取組	私たちができること	行政にお願したいこと
学生と地域の交流の場 (スポーツ・芸術)をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・体育会は小学校、中学校、市民にスポーツ、音楽、英語等の指導を行います ・サッカーのユースチームやラグビーのジュニアユースチーム、野球の小中学生と同志社との試合を行います ・受講生を市民に開放し学生と一緒に学ぶ機会を作ります 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力リーダーシップ ・教育委員会の積極的な協力、参加



4. 産業創出

私たちが考える 京田辺 魅力発見・発信 プロジェクト(案)

アクション1: 京田辺市の特産品のブランド化

取組	私たちができること	行政にお願したいこと
新たな特産品をみんなで生み出す	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業・行政が一体となって協議会に参加します ・一つの特産品にこだわって開発! (こじつけでもOK) なストーリー構築を進めます ・1つ成功事例を作ります ・一件品の活用⇒投票イベント⇒観光協会+市民が参加し、超一件品を作ります 	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品開発の協議会立ち上げ

アクション2: 地域資源を活かした観光振興

取組	私たちができること	行政にお願したいこと
自転車を活用した観光振興を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・景観コース、サイクリストコース、お楽しみ店舗、観光コースなどのサイクルマップづくりをします 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車のまち民士のネットワークを誘ったPR ・ツアーオブジャパン(関係者と連携し、コースを固めればオリジナルグッズがもらえる仕組みづくり
意外に知らない資源を学ぶ (古代・歴史)、一件品を活用した観光振興を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・一件品までの過程をもっと生かします ・土産物の店舗を企業が立ちます 	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド(外国人)にも対応したシーズン無料バス

アクション3: 産・官・民 竹プロジェクト

取組	私たちができること	行政にお願したいこと
学研都市・同志社大学の研究として竹資源の活用を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・竹カフェを運営し、市民への販売をします 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・大学・行政による研究会の立ち上げ ・産業界での研究



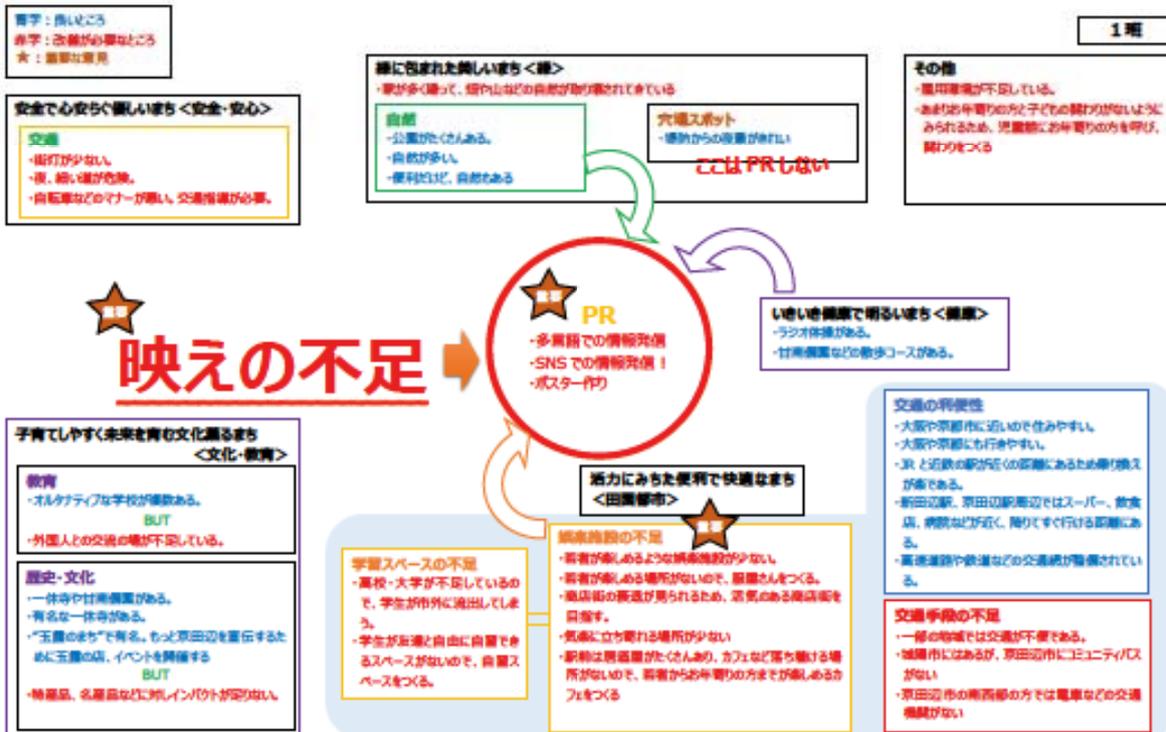
③高校生・大学生ワークショップ結果

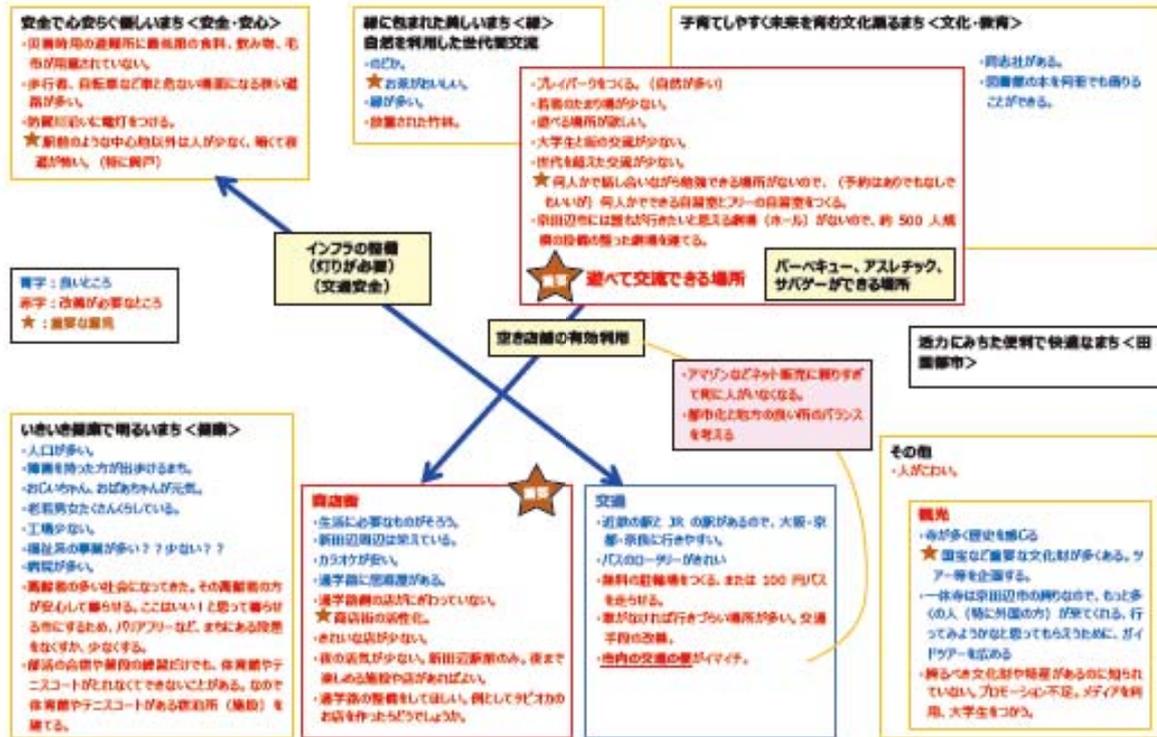
第4次京田辺市総合計画策定のための高校生・大学生ワークショップを開催しました。

・場所：京田辺市役所305会議室

日時／参加人数	内容『 』…テーマ
令和元年 8月9日(金) 午前9時～ 午前11時30分	○上村市長から「まちづくりに対する思い」を説明。 ○“京田辺の未来”について考えよう！ ● 11名の高校生・大学生が2班に分かれ、『住み続けたい！一度外に出てもまた戻ってきたい！と思える京田辺市とは？』というテーマで話し合いを行いました。
11人	○上村市長との意見交換。

■ 高校生・大学生ワークショップとりまとめ結果





(8) 条例・規則

①京田辺市総合計画条例

平成 30 年 3 月 28 日
条例第 1 号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及びまちづくりプランからなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念、施策展開の基本的な方向性及び目標を示すものをいう。
- (3) まちづくりプラン 基本構想に基づき、基本施策の体系及び施策を実現するための主要な事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

第4条 市は、市政の運営における事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。

(位置付け等)

第5条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(京田辺市総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想及びまちづくりプランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、京田辺市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(京田辺市総合計画審議会)

第8条 第6条の規定による諮問に応じ、調査審議を行うため、京田辺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する委員24人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第6条に規定する諮問に対する答申の日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審議会に専門事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(京田辺市総合計画審議会設置条例の廃止)

2 京田辺市総合計画審議会設置条例(昭和 57 年京田辺市条例第5号)は、廃止する。

②京田辺市総合計画審議会規則

京田辺市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市総合計画条例(平成30年京田辺市条例第1号)第8条第6項の規定に基づき、京田辺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 専門部会(以下「部会」という。)に属する委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

3 前条の規定は、部会の会議の運営において準用する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、審議会又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第4次京田辺市総合計画

令和2年3月発行

京田辺市 企画政策部 企画調整室

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地

電話:0774-63-1122 (代表)

URL : <http://www.kyotanabe.jp/>



◀ 便利でええやん!京田辺 ▶